



(令和4年8月12日)

令和4年

美濃加茂市議会第3回定例会

記者発表資料

日程等及び条例案の概要説明資料

美濃加茂市

目 次

- 1 令和 4 年美濃加茂市議会第 3 回定例会会期及び議事日程(案) 1
- 2 令和 4 年美濃加茂市議会第 3 回定例会提出予定議案 2
- 3 条例案の概要 4

令和4年美濃加茂市議会第3回定例会会期及び議事日程(案)

1. 会 期 8月22日(月)から9月14日(水)までの24日間

2. 議事日程

日次	月	日	曜日	開 議	区 分	摘 要
第1日	8	22	月	午前9時	本会議	提案説明
2		23	火		休会	議案精読
3		24	水			
4		25	木			
5		26	金			
6		27	土			
7		28	日			
8		29	月			
9		30	火	午前9時	本会議	市政一般に対する質問
10		31	水	午前9時	本会議	市政一般に対する質問
11	9	1	木	午前9時	本会議	市政一般に対する質問
12		2	金	午前9時	本会議	質疑・委員会付託
13		3	土		休会	
14		4	日			
15		5	月	午前9時	委員会	予算決算特別委員会
16		6	火	午前9時	委員会	予算決算特別委員会
17		7	水	午前9時	委員会	文教民生常任委員会
18		8	木	午前9時	委員会	企画建設常任委員会
19		9	金		休会	委員会審査結果まとめ
20		10	土			
21		11	日			
22		12	月			
23		13	火			
24		14	水	各委員会終了後	本会議	委員長報告・質疑・採決

本日の議会運営委員会で定例会の会期が上記のとおり決定しましたのでお知らせします。

令和4年7月21日

連絡先 美濃加茂市議会事務局 Tel25-2111(内線281)

令和4年美濃加茂市議会第3回定例会提出予定議案

【執行部関係】

議案番号	議 案 名	主 管 課	提 出 理 由 の 概 要
議第46号	美濃加茂市特定用途制限地域における認定畜舎等の建築等の制限に関する条例について	都市計画課	畜舎等の建設等及び利用の特例に関する法律の施行に伴い、認定畜舎等について特定用途制限地域内における制限を設けるもの。
議第47号	美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	人 事 課	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律により、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等、所要の改正を行うもの。
議第48号	令和4年度美濃加茂市一般会計補正予算（第5号）	財 政 課	別 紙
議第49号	令和4年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第1号）	国保年金課	別 紙
議第50号	令和4年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第1号）	高齢福祉課	別 紙
議第51号	指定管理者の指定について（加茂野保育園及び加茂野児童館）	こ ど も 未 来 課	加茂野保育園及び加茂野児童館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。
議第52号	市道路線の認定について	土 木 課	市道清水705号線外2路線の認定
議第53号	美濃加茂市教育委員会の教育長の任命について	人 事 課	古川一男氏の任期満了に伴う教育長の任命同意（再任）
議第54号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	人 事 課	渡邊博栄氏の任期満了に伴う後任委員の任命同意（再任）
諮第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	人 事 課	安江ちか子氏の任期満了に伴う後任委員の推薦（再任）
諮第 2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	人 事 課	清水三恵子氏の任期満了に伴う後任委員の推薦（再任）
認第 1号	令和3年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	財 政 課	別 紙
認第 2号	令和3年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について	国保年金課	別 紙
認第 3号	令和3年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について	高齢福祉課	別 紙
認第 4号	令和3年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について	国保年金課	別 紙

認第 5号	令和3年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について	高齢福祉課	別 紙
認第 6号	令和3年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について	総 務 課	別 紙
認第 7号	令和3年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について	総 務 課	別 紙
認第 8号	令和3年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について	上下水道課	別 紙
認第 9号	令和3年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について	上下水道課	別 紙

〔議第 4 6 号〕

美濃加茂市特定用途制限地域における認定畜舎等の建築等の制限に関する条例の制定について

【議案書： 頁】

◎ 制定の概要

○ 法令制定情報

公布された法令	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 3 4 号） 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号）
法律施行日	令和 4 年 4 月 1 日

◎ 法律制定の趣旨

畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する畜舎建築利用計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とする。

◎ 条例の概要

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第 5 2 条第 1 項の規定に基づき、特定用途制限地域内における認定畜舎等の建築等を制限することにより、合理的な土地利用と良好な環境の形成又は保持を図るため、条例を制定するものです。

◎ 条例の施行期日

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行します。

◎ 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

○ 認定畜舎建築審議会の委員報酬について定めます。

日額 11,000 円（職務の時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合は 5,500 円、2 時間未満の場合は 3,000 円）とします。

条 項	内 容	ページ
第1条(目的)	〔概 要〕 条例制定の目的を規定します。 〔内 容〕 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。）第52条第1項の規定に基づき、特定用途制限地域内における認定畜舎等の建築等を制限することにより、合理的な土地利用を図るとともに、良好な環境の形成又は保持に資することを目的とします。	
第2条(定義)	〔概 要〕 この条例において使用する用語は、法令等の用語と同意義であることを定義します。 〔内 容〕 この条例において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）において使用する用語の例によります。	
第3条(適用区域)	〔概 要〕 この条例の適用区域について定めるものです。 〔内 容〕 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定用途制限地域の決定又は変更に係る美濃加茂市の告示に定める特定用途制限地域内において適用します。	
第4条(認定畜舎等の建築等の制限)	〔概 要〕 特定用途制限地域内において認定畜舎等の建築等に対する制限を定めるものです。 〔内 容〕 特定用途制限地域内においては、床面積15平方メートルを超える認定畜舎等（岐阜県知事から認定を受けた畜舎及び堆肥舎をいいます。）は、建築等できない旨規定します。	
第5条(基準時)	〔概 要〕 認定畜舎等が既存不適格となる期間の基準時（開始日）を規定します。 〔内 容〕 この条例において「基準時」とは、認定畜舎等の認定基準が変更され、変更後の認定基準の適用開始日をいいます。	

	基準時において、既存の認定畜舎等が変更後の認定基準を満たさない場合（既存不適格）には前条の規定を適用しません。	
第6条（既存の認定畜舎等に対する制限の緩和）	〔概 要〕 既存不適格となった認定畜舎等の増築についての緩和措置を規定します。 〔内 容〕 既存不適格となった認定畜舎等について、増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えない場合においては、法第8条第2項第2号及び第3号の規定にかかわらず、第4条の規定を適用しません。	
第7条（認定畜舎等の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置）	〔概 要〕 認定畜舎等が、適用区域の内外にわたって存在し、適用区域内に敷地面積の過半となる場合には、この条例を適用する旨規定します。 〔内 容〕 認定畜舎等の敷地が第3条に規定する適用区域の内外にわたる場合において、適用区域に属する敷地が敷地の全部の過半となるときは、当該認定畜舎等の全部について、法及び法に基づく命令並びにこの条例の規定を適用します。	
第8条（公益上必要な認定畜舎等の適用除外）	〔概 要〕 認定畜舎等が、地域の良い環境を害する恐れがないと認め、又は公益上やむをえないと市長が認めた認定畜舎等については、この条例に定める制限の適用を除外することができる旨規定します。 〔内 容〕 1 市長がこの条例の規定の適用に関し地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めた認定畜舎等については、この条例に定める制限の適用を除外する（以下「適用除外」という。）ことができます。 2 適用除外とする場合においては、あらかじめ、利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取するとともに、美濃加茂市特定用途制限地域認定畜舎建築審議会（以下「認定畜舎建築審議会」という。）の同意を得なければならないものとします。 ただし、適用除外を受けようとする認定畜舎等の建築等が、次に掲げる要件を全て満たすときは、同意を不要とします。	

	(1) 建築等が、当該適用除外以前の別の適用除外を受けた際における敷地内のものであるとき。 (2) 増築又は改築後の第4条の規定に適合しない認定畜舎等の部分の床面積の合計が、当該適用除外以前の別の適用除外を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないとき。 3 意見の聴取を行う場合においては、適用除外を行おうとする認定畜舎等の畜舎建築利用計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、意見の聴取の期日の3日前までに公告しなければならないとします。 4 適用除外に際し、第1条の目的を達成するために必要な条件を付することができることとします。	
第9条（認定畜舎建築審議会）	〔概 要〕 認定畜舎建築審議会の設置目的、委員構成及び任期について規定します。 〔内 容〕 1 適用除外に関する同意について審議をするため、認定畜舎建築審議会を設置します。 2 認定畜舎建築審議会は、委員7人以内をもって組織します。 3 委員は、優れた識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱します。 4 委員の任期は、審議事項の諮問を受けてから答申を行うまでとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。 5 前各項に定めるもののほか、認定畜舎建築審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めます。	
第10条（委任）	〔内 容〕 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。	
附則第1項（施行期日）	〔概 要〕 条例の施行期日を規定します。 〔内 容〕 条例の施行期日 … 令和4年10月1日	
附則第2項（美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬）	〔概 要〕 認定畜舎建築審議会の委員報酬について定めます。 〔内 容〕 日額 11,000円	

及び費用弁償 に関する条例 の一部改正)	職務の時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合は 5, 5 0 0 円 2 時間未満の場合は 3, 0 0 0 円	
----------------------------	--	--

◎ 改正の概要

育児等と仕事の両立支援に関して、令和 3 年 8 月の人事院による「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」等により、これまで累次の改正等が行われており、地方公務員も、国家公務員の取り扱いに準じた措置を講ずるものです。

具体的には、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）等の改正により、育児休業の取得回数が原則 2 回までとされたこと、また、子の出生の日から 5 7 日間以内の育児休業については取得要件を緩和するとともに、併せて、子が 1 歳以降の一定の場合に取得することができる育児休業について配偶者との交代での取得ができるなど、非常勤職員の育児休業の取得に関しても柔軟な取得を可能とするよう改めます。

◎ 改正の主な内容

○ 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び柔軟化（第 2 条、第 2 条の 3 及び第 2 条の 4 関係）

- ・ 非常勤職員の育児休業について、「当該子の出生の日から、条例第 3 条の 2 に規定する期間内（5 7 日間）に育児休業をしようとする場合の、取得要件を緩和します。（第 2 条）
- ・ 非常勤職員の育児休業の対象期間を、子の 1 歳に達する日の翌日から 1 歳 6 か月に達する日までとする要件についての規定であり、改正により、当該期間の途中で、配偶者との交代での取得を可能とするなど、育児休業の取得について、柔軟化を図るとともに、併せて条文等の整理を行います。（第 2 条の 3）
- ・ 非常勤職員の育児休業の対象期間を、子の 1 歳 6 か月に達する日の翌日から 2 歳に達する日までとする要件についての規定であり、改正により、当該期間の途中で、配偶者との交代での取得を可能とするなど、育児休業の取得について、柔軟化を図るとともに、併せて条文等の整理を行います。（第 2 条の 4）

○ 育児休業の取得回数の緩和等（第 3 条及び第 1 1 条関係）

- ・ 再度の育児休業を認める特別の事情に関する規定であり、育児休業法の

改正により、育児休業の取得回数が原則２回までに緩和されたことから、３回目以降の育児休業を取得することができる規定等を整備します。（第３条）

- ・ 従前、再度の育児休業を認める特別の事情として、育児休業等計画書による申出が必要でしたが、育児休業の取得回数の制限が緩和されたため、育児休業等計画書は不要となります。しかし、育児短時間勤務に関しては、育児短時間勤務の終了後、３箇月以上の期間を経過したことを理由として、計画的に育児短時間勤務の承認の請求を行う場合、「育児短時間勤務計画書」が必要となるため所要の改正を行います。（第１１条）

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第１項）

この条例は、令和４年１０月１日から施行します。

○ 経過措置（第２項）

この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第３条（第５号に係る部分に限る。）及び第１１条（第６号に係る部分に限る。）の規定の適用については、従前の例によります。